

テレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

テレワーク対応リフォーム

(赤字：R5 主な修正点)

No	質問	回答
<全般>		
1	テレワークについて、詳しく教えてください。	○情報通信技術を用いて「職務」に従事することです。通信方法や通信機器については問いません。 ○「職務」とは、報酬、利益を得るための業務だけでなく、社会活動や自治会活動、ボランティア活動、サークル活動等も含まれます。
2	学生がリモート授業のために勉強部屋を設置する工事は対象になりますか。	テレワークとは「職務に従事すること」と定義しているため、学習目的の場合は対象外です。
3	テレワーク対応リフォームとはどのような工事ですか。	○以下のいずれかに該当し、テレワークを行なうための新たなスペース又は空間等が創出される工事をいいます。 (1) 机の作り付け (2) 間仕切壁等の新設 / (ア) スペースの確保 (イ) 個室の確保
4	テレワーク対応リフォームだけでも補助対象になりますか。	テレワークスペースを確保するための工事（テレワーク対応リフォーム）だけでも補助対象になります。
5	作り付けを行う机にサイズ等の基準はありますか？	○机の大きさに「幅70cm以上かつ奥行き40cm以上」の基準がございます。 ○机を取付ける高さの基準はございません。
6	ベランダやバルコニー、ウッドデッキなど屋外空間にテレワークスペースを設置する場合、対象になりますか。	屋外の工事は対象外です。
7	住宅の敷地内に別棟で離れを建築してテレワークスペースを設置する場合、補助対象になりますか。	新たに建築する場合は補助の対象外です。
6	既存住宅に同一棟で増築し、増築部分にテレワークスペースを設置する場合、補助対象工事になりますか。	増築は対象外です。
7	住宅の敷地内にプレハブの物置を設置してテレワークスペースとする場合、補助対象になりますか。	新たに建築する場合は補助の対象外です。

テレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

テレワーク対応リフォーム

(赤字：R5 主な修正点)

No	質問	回答
8	納戸や押入れをテレワークスペースとする工事は補助対象となりますか。	<p>○補助要件を満たしていれば補助対象となります。</p> <p>○この場合、建築基準法上、非居室が居室になることから、計画が建築基準法に適合していることを必ず確認し、申請書類（図面等）に確認した旨を記載してください。</p> <p>○小屋裏収納やロフトを利用する場合は、建築基準法上、増築になる場合がありますので、注意してください。</p>
<机の作り付け>		
1	申請者が家具屋で机を購入して、工事業者が机を固定する工事を行う場合、補助対象になりますか。	机を固定する工事費のみ補助対象です。
2	デスク、収納は既製品を金物+ビスで固定する工事でも対象ですか。	<p>○容易に取り外しができないよう固定する場合は、対象になります。</p> <p>○「取り外しできないよう固定」とは、ビス・ボルト等で床、壁等に相互に堅固に固定されている状態を指します。</p>
3	現在使用している机を利用してテレワークを行いたいのですが、補助対象になりますか。	<p>○机をビス等で固定すれば、工事費が補助対象となります。</p> <p>○ただし、本補助金はテレワークスペースを新たに設置することを目的としているので、現在使用している机を使い、同じ場所へ作り付ける工事は補助対象外となります。</p>
4	机をリースして設置する場合、対象になりますか。	補助事業として、ある程度の年数設置しておく必要があり、リース製品は想定していないため、リース製品を設置する工事は対象外です。
<間仕切壁等の新設>		
1	「スペースの確保」の対象となる工事はどのようなものですか。	<p>テレワークスペースを新たに設置するため、壁や扉等で新たな室内空間を確保する工事、又は他の室内空間と仕切る以下の工事などをいいます。</p> <p>例：間仕切り壁、窓や扉を新設し、床から高さ120cm以上、幅90cm以上の仕切りとすることでスペースを確保する工事</p>

テレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

テレワーク対応リフォーム

(赤字：R5 主な修正点)

No	質問	回答
2	「個室の確保」の対象となる工事はどのようなものですか。	<p>○テレワークスペースを新たに設置するため、壁や扉等で他の室内空間と完全に独立した空間を新たに確保する工事です。</p> <p>○完全に個室を確保するために、間仕切り壁、窓や扉を新たに幅90cm以上設置する工事を行う必要があります。</p> <p>○ウォークインクローゼット等（非居室）をリフォームしてテレワークスペース（居室）を新設する工事も対象となりますが、採光、換気等について、建築基準法に適合する必要があります。</p> <p>○可動式間仕切りを使用する場合は、レール等で壁に固定する必要があります。</p>
3	現在、扉で仕切られている部分を壁にして分割する場合、テレワーク対応リフォームの対象になりますか。	<p>○既に空間として仕切られており、リフォームによって新たな空間を生み出すことにはならないため、補助対象外です。</p> <p>○現在扉は無いが元々扉があった箇所への壁や扉の設置は、個室の確保にはあたりません。</p>
4	部屋の真ん中に間仕切壁を設置し二つの部屋にして、片方の部屋でテレワークをします。間仕切壁を設置する工事は「個室の確保」の工事の対象となりますか。	「個室の確保」として対象になります。
5	「個室の確保」の場合、通気用の欄間などは設けても良いですか。	「スペースの確保」とみなし、「個室の確保」とはみなしません。
6	アコーディオンカーテンを間仕切壁として扱ってよいですか。	アコーディオンカーテンは、間仕切壁として扱います。製品の概要がわかるカタログの写しなどを添付してください。
7	居間の一角にテレワークスペースを作りますが、自分の背後に設置するロールスクリーンは補助対象になりますか。	ロールスクリーンを工事で設置する場合、補助対象になります。なお、布カーテンを工事で設置する場合、カーテンレールのみ補助対象となります。
<対象付帯工事（設備工事）>		

テレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

テレワーク対応リフォーム

(赤字：R5 主な修正点)

No	質問	回答
1	既にある書斎でテレワークを実施するためにエアコンを設置する場合、対象になりますか。	エアコン設置が補助対象となるのは、テレワーク対応リフォームで間仕切壁等の新設（個室の確保）の工事を行った場合であり、テレワークができる既存の書斎にエアコンを設置する場合は対象外です。
2	テレワーク対応リフォームの間仕切壁等の新設で、新たに確保した個室のテレワークスペースに、他の部屋からエアコンを移設します。移設費用は補助対象になりますか。	工事として撤去、再設置する場合は、補助対象になります。
3	エアコン、換気扇の「取換え」は対象ですか。	対象外です。
4	テレワークスペースにコンセントを設置したいのですが、補助対象になりますか。	補助対象となります。その場合、図面に設置位置を図示してください。
5	テレワークスペースに照明設備を設置したいのですが、補助対象となりますか。	○テレワークスペース周りの照明（電源直結の照明器具に限る）及びそれに伴う電気配線工事が補助対象となります。その場合、図面に設置位置を図示してください。 例①：ダウンライトは補助対象 例②：照明器具を後付けするタイプ（引掛シーリング、ライティングレールなど）の場合は引掛シーリング、ライティングレール及びその電気配線工事は対象とするが、照明器具は備品扱いとし、補助対象外 ○部屋全体を照らすことが主目的の照明は補助対象外